

都市計画を定める土地の区域

- 1 市街化区域に追加する部分
平塚市四之宮、四之宮三丁目、四之宮四丁目及び東八幡五丁目地内
- 2 市街化調整区域に追加する部分
平塚市南原一丁目、南原三丁目、上平塚、桜ヶ丘及び馬入地内